

山口県労働基準協会が実施する

「技能講習 2018」のご案内について

山口県労働基準協会より、「乾燥設備作業主任者技能講習」の開催についてご案内がありました。

つきましては、下記乾燥設備作業を行われる事業場におかれましては、山口県労働基準協会のホームページでご確認下さい。

<http://www.yamakiren.or.jp/course.html#ginou11>

作業主任者の選任が必要な乾燥設備（労働安全衛生法施行令第6条第8号）

イ．乾燥設備（熱源を用いて火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。）のうち、危険物等（労働安全衛生法施行令別表第1に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。）に係る設備で、内容積が1 m³以上のもの

ロ．上記イの乾燥設備以外の乾燥設備で、熱源として燃料又は電力を使用するもので、その最大消費

量又は定格消費電力が次の区分のもの

- 固体燃料を使用するもので、最大消費量が毎時10 kg以上
- 液体燃料を使用するもので、最大消費量が毎時10 ℓ以上
- 気体燃料を使用するもので、最大消費量が毎時1 m³以上
- 電力を使用するもので、定格消費電力が10 kw以上